

**【質問】**「特定看護師」という今までと異なる役割の看護師の養成が検討されているそうです。詳しく教えてください。

(23歳・女性看護師)



## 特定看護師 指示受け一定の医療行為

【回答】特定看護師とは医師の指示の下、一定の医療行為を行える看護師のことです。

厚生労働省の有識者検討会が3月、導入を提言しました。医療技術が急速に進歩する中、医師不足や病院勤務医の疲弊が問題となっています。医師の負担を軽くし、医療の質を高めるため、看護師の業務を拡大しようとの考えです。医療費の節約に貢献する狙いもあり、看護師の業務を拡大しては△傷口の縫合▽を受けて実施できる医療行為としては、①看護師として

ると思われます。

看護師の医療行為はこれまで、医師の指示があれば医療行為の補助ができると法律で定められていますが、その範囲が明確ではありませんでした。

特定看護師が医師の指示

査の実施▽在宅療養や外来患者への薬の変更・中止などが想定されています。医師不足が著しい救急医療をはじめ外科や在宅医療の分野で、特定看護師のような役割が期待されているのです。

ができる「診療看護師」が普及しています。米国では1960年代から養成が始ままり、現在は11分野、約14万人の診療看護師が病院や自ら開業した診療所などで働いています。日本で医師の指示なしで医療行為を行える診療看護師を認めるには法改正が必要です。

定の実務経験②特定看護師の養成を目的とする大学院の修士課程の修了③第三者機関による知識、能力、技術の確認・評価ーを満たすことが必要と指摘されます。日本の医療の現状を考慮ると、特定看護師の導入によって、勤務医が高度医療に専念しやすくなり、医療の質が向上するという利点は大きいといえます。しかし、患者が安心して受診できるような特定看護師の質の担保は十分か、医療過誤の責任の所在を含めた医療の安全が損なわれないかなどの不安もあります。特定の医療行為を特定看護師しかできないとした場合、医療現場が混乱するとの懸念もあります。導入には慎重な検討が必要と思われます。

(県医師会)